

◆事業評価の仕組み

(評価対象事業)

次のような事業を評価します。

1. 事業採択後5年間未着工の事業
2. 事業採択後10年間継続中の事業 など

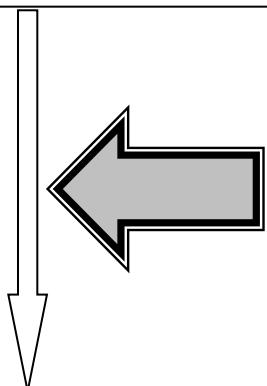


事業の実施主体(事業者)が評価を行い、対応方針の案を作成します。

対応方針とは、評価対象事業の「継続」、「中止」のことをいいます。

評価の視点

1. 事業の必要性(事業の効果、社会経済情勢の変化等)
2. 事業の進捗の見込み
3. コスト縮減や代替案立案の可能性



事業評価委員会

事業者が行う評価の内容及び対応方針の案について、意見及び助言をします。

事業の実施主体が、委員会の意見及び助言を踏まえ、必要に応じ事業の見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には、事業を中止します。

◆事業評価で得られる効果

事業の効率性・実施過程の透明性の向上

学識経験者等の皆様から、専門的なご意見、ご助言を受けた上で、「継続」や「中止」の判断を行うことで、事業の必要性や費用対効果、公共事業の進め方などが客観的に検証され、公共事業をより効率的に実施することができます。

また、委員のご意見をいただくとともに、審議結果の公表を通して、公共事業の実施について、都民の皆様によりわかりやすい説明が可能となります。